

議案第57号

米原市介護保険条例の一部を改正する条例について

米原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった介護保険の第1号被保険者に対し、その者に係る介護保険料の減額または免除を行うため、この案を提出するものである。

## 米原市介護保険条例の一部を改正する条例

米原市介護保険条例（平成 17 年米原市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減額または免除）

16 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に法第 12 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減額または免除については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 11 条第 1 項に規定する保険料の減額または免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと。

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアおよびイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

17 前項の場合における第 11 条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の米原市介護保険条例付則第 16 項および第 17 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

米原市介護保険条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減額または免除）</u></p> <p>16 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減額または免除については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減額または免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p><u>（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の</u></p>		<p>・新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における第1号被保険者の介護保険料の減額または免除に関する規定の追加</p>

<p><u>アおよびイに該当すること。</u></p> <p><u>ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。</u></p> <p><u>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。</u></p> <p><u>17 前項の場合における第 11 条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症の影響による第 1 号被保険者の介護保険料の減額または免除に関する申請手続の特例に関する規定の追加</li></ul>
--	--	--